

大雪地区広域連合介護保険・国民健康保険運営協議会傍聴要綱

平成 23 年 10 月 1 日
要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大雪地区広域連合介護保険運営協議会及び国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 会議は原則、公開とする。ただし、協議会の会長が必要と認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議の傍聴を希望するものは、会議を開催する会場の受付で傍聴希望者受付票（別記様式 1）に住所、氏名を記入し協議会の会長の許可を受ける。なお、傍聴の受付は先着順で行う。

(傍聴人の定員)

第 4 条 傍聴人の定員は 20 人とする。ただし、会議場の都合により定員に達しない場合でも入場できないことがある。

(傍聴を許可しない場合)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議を妨害、又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴するときは次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと
- (2) 会場において、飲食、喫煙はしないこと
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし協議会会長の許可を得た場合はこの限りではない
- (4) 事務局の指示に従うこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと

(違反に対する措置)

第 7 条 傍聴を許可された者が、上記遵守事項を守らない場合は、協議会会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は、協議会会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式 1

大雪地区広域連合介護保険・国民健康保険運営協議会傍聴希望者受付票

受付番号

開催日時	住 所	氏 名	結 果
平成 年 月 日			許 可 ・ 不許可